

令和3年度 第5回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和3年10月27日（水） 13時15分～15時10分

2 場 所 帯広市民文化ホール 第1会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学准教授)
副部会長	谷 昌幸	(帯広畜産大学教授)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	金子 ゆかり	(金子設計事務所 一級建築士)
特別委員	植松 秀訓	((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)
特別委員	野田 敏	(根室商工会議所 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	寅尾 昌史
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	佐藤 日南
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課長	齋野 二裕
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	義煎 航平

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について
- ・ 「(仮称)サツドラ紋別市本町店」(紋別市)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「スーパーオーケーセンター音更店」(音更町)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 弥生新道側の出入口③、④、⑥の入出庫ルールの再検討

- ・ 出入口③を出口専用、出入口⑥を入口専用とすることは検討できないか。

安全で円滑な交通誘導が期待され貴重なご意見と思われることから、今後、関係者間で相談した上で、出入口③を出口、出入口⑥を入口として案内する運用を試行することを確認

- ・ 図面では出入口③④⑥の開口部は8mとの記載があるが、敷地内での幅は8mでないのではないか。

事務局にて実測。出入口⑥は8,800mm、出入口③は6,600mm、④は7,600mmであったことを報告。

○ 駐車場内歩行者等の安全対策について

駐車場内歩行者等の安全確保のため路面標示や路面への色づけなどで車の動線等を明示するなどの対応は検討できないか

直ぐに対応することは困難だが、今後駐車場補修等の際に、ダイイチ前駐車場とツルハ前駐車場との境界付近に誘導線や矢印の路面標示を検討することを確認。

○ 緑地帯の整備について

敷地内の緑地帯の整備は、ゴミのぼい捨て防止等生活環境への配慮には不可欠。緑地帯の手入れについての考え方(現状と今後の対応)について確認をしたい。

敷地内は、各店舗で定期的に清掃や草刈りなどを実施しており、今後も適宜状況確認を行いながら、近隣に迷惑が掛からないよう維持管理を続けていくことを確認。なお、道道用地内については、適宜視認性などを確認し、道路管理者に定期的に管理して頂くようお願いして参りたい。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A 委員)

事務局にて、出入口の幅員を実測いただき感謝。歩道の植え込みにより開口部より狭くなっていることから、通りづらくなっていることが判った。

歩道の植え込みは道路管理者の管轄か、店舗側で広げる等の対応はできないという理解でよいか。

(事務局)

そのように認識。

事務的説明でご意見をいただいた、出入口⑥「入口専用」、出入口③を「出口専用」について、事業者も貴重なご意見として理解し、試行いただくとの回答である。これにより、安全性が高まるものと思われる。

(A 委員)

意見通りの運用をしていただければ非常に走りやすくなると考えられ、意見を述べた甲斐がある。

(事務局)

事務的説明で確認のあった、新設のセリア棟とマンション敷地の間については、チェーンバリカにて仕切っていることが判る写真を補足資料に載せているので確認願いたい。

(部会長)

他に意見などはないか。

それでは答申にあたり意見を取りまとめたい。「みなみ野ショッピングセンター」の変更の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(2)「(仮称) サッドラ紋別市本町店」(紋別市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

○ 搬入車両出入口の安全対策について

搬入車両出入口は店舗西側の狭い道路に設置されており、大型車両の通行や入庫は問題ないのか。搬入車両出入口には 出庫注意灯やミラーの設置などの安全対策が必要ではないか。

荷さばき施設について、安全面を考え計画場所に設置する方が良いと判断。安全対策について、予算の都合上、出庫注意灯の設置が難しいため、出入口付近の2カ所にカーブミラーを設置すること、狭い道路であるため、搬入業者・取引業者に対して安全確認の徹底を行うことを確認。

○ 要介護者用駐車マスとその動線について

・ 今後の高齢者社会に向けて、要介護者用駐車マスを一台分増設した方が良いのではないか。

現状の1台から2台へ増設することを確認

- ・要介護者用駐車マスから店舗への動線を確認したい。

要介護者用マスから店舗に向かう動線近くに設置される駐輪場にはラインによる位置の明示を行い、境界にはU字バリカーを設置し、安全な動線を確保することを確認。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(B委員)

要介護者駐車マスの増設について対応いただき感謝。駐輪場と店舗の間の車いすの方が通る通路が狭いように感じる。図面から判断すると、自転車がはみ出てしまい、車いすおよび歩行者の通路を狭めてしまうように思える。

(事務局)

U字バリカは設置する予定だが車輪止めの設置はないことから、はみ出してしまう可能性はあると思われる。十分な通路が確保されるよう設置者へ伝えたい。

(B委員)

駐輪場前の車路が8mあることから、自転車が車路に少しはみ出しても問題ないということか。

(C委員)

自転車を斜めに止めるのか。

(B委員)

10台の自転車をこのスペースに止めるとなると、店舗に対して真っ直ぐに止めなければならないと思う。通路は1m程度になるかと思うので狭いように感じる。この通路は、車いすの駐車マスを利用した方専用の通路か。

(事務局)

専用ではなく誰でも通ることができる通路であり、すれ違う可能性もある。

(B委員)

仮にすれ違うことがあったとしても譲り合う気持ちがあれば問題はないと思うが。

(事務局)

先ほどC委員が言われたとおり、自転車を斜めに止めるなど、枠内で収められるよう運用して欲しい旨を伝えるとともに、自転車マスの面積を広げることが出来るなら広げて欲しい旨も併せて申し伝えたい。

(A委員)

カーブミラーについては設置いただきありがたいが、前回意見させていただいた趣旨は、近隣の通行者向けの対策を検討して欲しいという意図だった。カーブミラーは出庫車向けとして設置されるのはよいと思う。出庫する際の警報音等が鳴る機器の設置は、歩行者等へ注意を知らせることが出来る。この審議会は、近隣の生活環境への配慮であることから、カーブミラーの設置に加えて、歩行者等へ注意喚起の看板などがあれば一番良いと感じた。カーブミラーは出庫者の安全確認のためのもの。結果歩行者等の安全に繋がるので、良いことではあるが、事業者へ安全確認の徹底について、十分お伝えいただきたい。

(事務局)

承知した。

(部会長)

他に意見などはないか。

それでは答申にあたり意見をとりまとめたい。「(仮称) サツドラ紋別市本町店」の新設の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)
異議なし

(部会長)
それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(3)「スーパーオーケーセンター音更店」(音更町)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明での確認事項に関する説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明での確認事項

- H棟付近には要介護者用駐車マスの設置が計画されていない。配慮が必要なのではないか。

H棟店舗入口直近の駐車マスのうち1台分をハンディキャップ用と表示して運用することを確認。

- 緑地帯の手入れについて
敷地内の緑地帯の整備は、ゴミのぼい捨て防止等生活環境への配慮には不可欠。緑地帯の手入れについての考え方(現状と今後の対応)について確認をしたい。

敷地内は、各店舗で定期的に清掃や草刈りなどを実施しており、今後も適宜状況確認を行いながら、近隣に迷惑が掛からないよう維持管理を続けていくことを確認。

- 本施設は古い施設であることから、駐車場内や看板の照明等は光害に配慮されたものに置き換わっているのかを確認したい。

駐車場・看板照明等は消耗品であるため、適宜最新のものに更新していることを確認。

- 併設施設の飲食店は24時間営業である。届出書には営業時間終了後は出入口を閉鎖とあるが、施設全体での運用を確認したい。また深夜の飲食店への来店車が駐車場内を走行できないような対策は行っているのか。

各店舗での営業が終了した後に近傍の駐車場出入口をチェーンバリカで閉鎖。結果として深夜には飲食店近くの入口④と出口⑫とその周辺駐車場を利用して営業していることを確認。飲食店周辺の駐車マス以外を走行できないような区画は行っていないが、蟻集行為等の発生はない。

- 現在、来店者用駐車マスの部分をコメリの外売場として活用されているようであり、グーグルの航空写真(2018年頃の写真データ)でも何かが置かれているようである。これが恒常的に行われているのであれば来客用駐車台数が減少するため問題ではないのか。

店舗前の外売場に展示しきれなかった肥料や園芸資材等を一時的に駐車場内に置くことがあったが、今後はそのようなことがないよう適切な運用を行うことを確認。

なお、現在店舗改修工事を行っており、既設外売場への配置がどうしても困難であることから、入口①②付近の駐車マスの一部に一時的に物置などの大型商品を配置している。これにより駐車マスが不足しないよう、新設する資材館前の駐車マスを解放することとしている。

イ 質疑・確認

(部会長)
委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(C委員)
要介護者用駐車マスを一番入口に近いマスではなく2番目にしている理由はなにか。

(事務局)
両側のマスが広く使えるようにしていると思われる。

(C委員)

両方利用して良いということか。であれば要介護者用マスの表示も両方にされないという意味がないのではないか。ホームセンターという性質上、専門の方の来店が多いと考えられるが、工務店を営んでいる方や設計事務所の方というのは車いすの方がいて、職人と一緒に来店することはあると思うので、そのような方々が使いやすいように配慮していただきたい。

(事務局)

事務的説明での確認事項において、ご指摘の点は十分理解いただき、新たに1台分のマスを準備するとの回答をいただいたところ。表示を含め利用者が分かりやすく利用しやすいような運営を行うよう事業者へしっかりお伝えさせていただきたい。

(A 委員)

ホームセンターの外売場については、駐車場を売場として運用されていることが多々あるように感じる。事業者には届出の内容に沿って運営いただきたい。工事が終わっているのに駐車場を一次仮置き場に行っているなどにならないよう事務局においても是非確認をして欲しい。

(事務局)

承知した。

(D 委員)

今日の審議前に店舗の様子を見てきた。平日ということもあり、駐車場にはほとんど止まってなかった。外売場については、季節によって配置するものが変わると思われるが、定期的に「確認している」ことを店舗側に伝えることによって届出内容通りの運営をしていただけるのではないか。

(部会長)

他に意見などはないか。

それでは答申にあたり意見をとりまとめた。「スーパーオーケーセンター音更店」の変更の届出については「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(4)「ペットワールド PROX 音更店」(音更町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務的説明を行った。

(5) 事務局より次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 議事録の公開

6(4)は、届出事項の事務的説明であるため議事録は非公開とする。

(平成17年6月2日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開の取り扱いについて」による。)

8 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり